

注*本文書は「二九一一九」の咨覆である。

(1) 貴司の咨「二九一一九」。

2-192-25

琉球国中山王世子尚泰より福建布政使司あて、八重山漂着の中国人苦力の護送について通知する旨の咨文

(咸豊二一《一八五二》、八、三)

琉球国中山王世子尚(泰)、咨を請う事の為にす。

照らし得たるに、咸豊二年三月二十三日、本国属島の八重山地
方官の報に拠るに称すらく、「咸豊二年二月十九日、倭国船隻、本
島の崎枝の洋面に漂到する有り。走りて暗礁に上り、正に危急に
在れば、該倭夷、即ちに搭駕せる中国人三百八十名・倭人一名を
将て上岸せしむ。翌朝、船纜かに潮に随いて礁を下る。二十三日
に至りて上岸の人等を捨て置き開洋して去れり。

詢いたるところ、難人蔡祥慶等の口称に拠るに、慶等は福建省
泉州府の同安県・晋江県・南安県・惠安県・安溪県、汀州府
の龍江県、漳州府の龍溪県等の処の人民に係る。倭国に往きて
生理を為さんとして該船に搭駕す。咸豊二年二月初一日、厦門
に在りて開船し、洋に在りて風に遭い貴島に漂到す。礁に上りて
危険なれば、慶等、上岸して其の礁を下るを候つ。乃るに倭夷、
慶等三百八十名併びに倭人一名を将て島に置いて開去せり。船を

撥して護送せられんことを懇求す、等の語あり。即ちに例に照ら
して館に発りて安頓せしめ、食を給して養贍せり。該難人の内、
一十名は先後して病故したれば、俱に経に棺を給して埋葬す」等
の由ありて前來す。

隨即に聖祖仁皇帝の諭旨を欽遵し、將に船を撥して該難人等を
護送して閩に到らしめんとす。詎らざるも、四月二十日に于て、
又、該地方官の報に拠るに称すらく「三月十六・十八等の日、倭
船二隻、先後して島に到る有り。随いで來歴を訪ねたるに言語通
ぜず。内に通事一名有り。姓は羅、名は元祐、即ち福建海澄県の
人なり。称に拠るに、該難人等は前月、倭船に搭駕して往きて金
山に到らんとするの時、洋に在りて船主・水梢共に六名を兇殺せ
り。是を以て厦門に駐節する倭官は、船二隻を遣わして島に到り
て拿獲して罪を問わんとす、等の語あり。即ちに倭人四十余名、
兵器を携帯し上岸して查拿する有り。当に経に該難人等、情を講
じて倭夷に附従する者一十八名、擒獲せらるる者五名、鳥鎗に
中りて斃るる者三名、縊死する者二名あり。其の余は山中に竄躲
し拿捕するを得ず。

該通事羅元祐、本官に告げて、該難人等は共に是れ奸邪の匪
徒なれば、必ず再た來たりて捕獲せんとす、と云う。乃ち獲らえ
たる所の二十五名併びに倭人一名を将て兩隻に派載し、二十三日
に于て連船して開去せり。該の山中に竄躲せる者は仍ち旧館に來
たりて居住す。

本官、即ちに暎夷、何の縁故有りて此の如く騷擾せるやと問うに、答えて云う。前月、洋に在るの時、暎夷、我が同輩の病を患う者二人を將て海中に抛棄したれば、我等三、四十人、忽然として怒りを発し船主・水梢共に六名を打殺せり。是の時、我が同輩五名も亦た暎夷に打殺せらる。今、暎夷、専ら此の事の為に島に來たりて騷擾す、等の語あり。

嗣いで四月初四日に于て、又、暎船一隻、島に到りて五十七名を拿獲する有り。其の余は山中に竄躲し拿獲するを得ず。該通事、告ぐるに再た來たりて拿尽せんとするを以てす。乃ち獲らえたる所の五十七名を將て原船に載せ、十二日に于て開去せり。該の竄躲せる者は即ちに山中より館に回りに居住す。内、一十三名は先後して病故し、一名は縊死したれば、俱に經に棺を給して埋葬せり。附従する者一十八名、擒獲せらるる者六十二名、併びに接取せる暎人一名、鳥鎗に中りて斃るる者三名、縊死せる者三名、前後して病故せる者二十三名を除くの外、現に在るの二百七十一名は旧に仍つて収養せり」等の由ありて前來す。

査するに、該難人等は実に天朝の民に係る。今、遠く海島に在りて郷を離れること日久しければ、誠に憐れむべきに属す。本より庇に早きに及んで解送して聞に到らしむべし。但だ暎夷、其の洋に在りて暎国の船主・水梢等を打殺せらるるに因り、怒りを含みて怨みを蓄え、屢々經に船を遣わし島に到り、或いは之を擒らえ、或いは之を殺し、其の山中に竄躲する者は、告ぐるに重ねて

來たりて拿尽せんとするを以てす。

且つ顧うに、暎夷の兇暴なること非常にして、伯徳令の國に留まりてより以來、船隻往來し、常に隙を窺い事を滋さんとするの意有り。若し苟且に船を撥し該難人等を護送して聞に到らしむれば、暎夷、重ねて來たるのとき、其の命に違うを以て怒りを発し罪を加えて禍害の國家に及ぶを深く恐る。現今、飭して衣食を給与し、意を加えて撫恤して、護送の挙を將て暫く停止を行わしむ。統べて貴司、情に抛りて^{撫督}兩院に転詳し、妥為く查辦せしめ、敵國をして該難人を護送して以て事無きを得さしめんことを祈る。理として合に咨もて請うべし。此れが為に備に貴司に咨す。請煩わくは查照して施行せしを賜覆されたし。

須らく咨に至るべき者なり。

計開す。

一、現に在るの難人二百七十一名

福建省泉州府同安県人

曾欽	王波	林本	李湿	陳意	陳合	林丁	林得	林來
洪計	廖來言	吳存	李園	王寬	林水	徐吉	嚴元	
蔡鑾	黃成	許樹	吳海	郭信	許兩	林荳	黃宙	方車
王癸	陳吉	孫味	陳木	趙忠	陳大	吳烈	梁乞	蔡賢
林教	張宰	盧忠	許好	莊勇	王所	陳到	王慶	李拳
王入	王瑤	王才	林木	盧癸	陳甲	吳順	孫鑿	陳河
吳貴	黃車	陳園	邱樹	呂偕	葉遠	劉梓	何福	陳賢

蔡採 陳註 郭有 洪老 陳出 蘓輦 蘓蛇 蔡大 許端
李万 吳河 陳立 邵小 林添 王成 劉欽⁽³⁶⁾ 林倉 郭茂
李阜 鄭德成 陳故

泉州府晉江縣人

蔡浮 郭從 吳路 洪包 吳天 李近 安約 王塔 林風
陳知 王錢 林遠 洪進 蔡益 胡花 顏退 林什 洪才
林向 吳胡 謝長 盧紅 張才 王故 施保 蔡有 陳炎
劉巨 張遇 陳朗 吳海 吳集 李式 顏鬪 張東 陳晔
王茅 丁春來 許水 王鏡 董耳 陳明 景遠 長生
陳帝 張明 張江 黃瑞 黃臬 王堂 姜尾 李蛋 吳安
許樑 陳昌 吳荐 曾興 鄭年 張敬 黃自 許好 林周
黃振 処采 柯器 柯溪 陳丕 莊智 莊抵 劉惠 李到
潘捷 陳行 吳捩 莊成 王瑞 林櫟 王恕 黃春山
陳圭 黃道 施變 黃利 施敬 許益 李桃 曾麻 施在
吳作

泉州府南安縣人

黃有 吳江 卓竹 吳禁 陳來 吳呈 林才 李坊 吳壯⁽³⁷⁾
吳孔 卓煨 賴沢 吳達 蔡伯祿 洪螺 黃文 程狡
王致 吳士 許六 盧前 卓現 蔡江 卓義 彭能 林福
林占 黃闌 卓研 呂白 李岍 李闌 伝春 呂元 陳買
李鑾 蔡福 石黨 連已 胡朝 蔡星 陳狡 王七 黃慘
劉坡 吳早 王海 陳優 洪騫 褚送 葉送

泉州府安溪縣人

李寄 陳翁 曾榮 林約

泉州府惠安縣人

黃日 鄭成 柯機 陳魁 陳崑 林味 黃陀 鄭終

漳州府龍溪縣人

許興 蘓財 林王 王平 黃成 陳追 楊非 黃義 欧埔⁽³⁸⁾
吳杞 黃有 吳文良 帝棋 林忠 黃喜 蔡松 黃切
林合 李經 林溪 陳取 張正明 郭好 楊東 陳兩宜
王成 高六 陳進 黃安 李淫 王井 周守 村団 盧癸
賴生

汀州府龍江縣人

蘇章

一、先後して病故せる者二十三名

泉州府晉江縣人

謝格 吳慶雲 黃啓 蘓日 陳錦 陳強 陳賜 杞器

泉州府南安縣人

桌秉 吳鏡 吳黨

漳州府龍溪縣人

許嘆 莊忠 石和 陳河 李癸 曾燕

泉州府同安縣人

黃文 黃鑽 李狡 鄭合 郭向 李搶

一、啖夷に附從せる者二十八名なり。拿獲せらるる者六十二名、

併びに接取の啖人一名、鳥鎗に中りて斃るる者三名、縊死せる者三名、共計するに八十七名なり。該島の地方官、其の姓名を難人に問うに、僉云う、我等は山中に竄躲せるに因り、縊死せる蔡安一名を除くの外、誰ぞ附従し誰ぞ拿獲せられ誰ぞ鳥鎗に中りて斃れ、誰ぞ縊して死するやを知らず。乃ち原報に照らして概そ姓名を開し、後に以て考查に憑らしむ。

泉州府同安県人

周於 林昌 陳広 陳粧 莊金 陳楽 王星 葉祥 陳税
董品 葉上 顏琴 蔡帝 王漏 李炎 許易 蔡祥慶
陳来 莊拳 宋貴 林昌 蔡安

泉州府晋江県人

黄黨 李獻 孫沙 柯仁 金九 林敬 謝丕 楊前 唐民
黄坐 陳魚 高宗 王祥 薛星 王賜 林文 蔡埔 邱全
陳鏡 温田 河旦 陳故 王子 方浸 林明 林福 林槍
黄宜

泉州府南安県人

陳合 李母 福安 庄智 葉異孝 洪菁 黄機 黄可
卓桃 黄昏

漳州府龍溪県人

方浸 洪来 珠包 許添 陳文 柯盛 汪海 欧備 陳虎
衛採 王潤 王平 林栄 施和 鄭池 康罵 魏取 鄭田
王狡 黄漢 林景春 珠燦

泉州府惠安県人

李福

泉州府安溪県人

陳戰 李溪 老万

啖人一名

右、福建等处承宣布政使司に咨す

咸豊二年（一八五二）八月初三日

注*この文書はロバート・バウン号事件の関連文書である。本文書に対する福建布政使司の咨覆は（一九三二〇）であるが、人名リストは（一九三二〇）にはない。

(1) 啖国 英国に対する呼称。

(2) 崎枝の洋面 石垣島北西部に位置する崎枝半島沖のこと。崎洋、崎枝洋ともいう。

(3) 開洋 開は離れる。岸を離れて海洋へ出る。出航する。

(4) 蔡祥慶 泉州府同安県人。

(5) 泉州府 福建省泉州府。現在は泉州市。福建東南部に位置する。道光期には晋江県等五県と廈門府が属した。泉州は元代には海外貿易港として栄えたが、明代になると海岸線が後退し、代わって福州や廈門が台頭した。

(6) 同安県 現在の福建省廈門市同安区。

(7) 晋江県 泉州三邑（晋江、南安、惠安）の首邑と呼ばれる晋江は、古来より経済、軍事、文化などの要衝であった。南は海を挟んで金門島に面している。

(8) 南安県 泉州府の南部、金門島に臨み、東は晋江県、西は安溪県、北は永春県に隣接する。

- (9) 惠安県 泉州府北東の沿海の県。
- (10) 安溪県 泉州府の西部、東は南安県、北は永春県に接する。
- (11) 汀州府 明代に置かれた。福建布政使の管轄下にあり、長汀県など八県が属した。現在の福建省長汀県。
- (12) 漳州府 明代に置かれた。福建省に属し、龍溪・海澄・南靖など七県が属した。漳州は福建省南東部の九龍江下流域にあつて、古くから交易拠点として栄えた。
- (13) 龍溪県 漳州府の中心地。南朝梁代に置かれ、長く漳州府の治所であつた。現在の福建省漳州市の竜海市（龍溪県・海澄県が合併）。
- (14) 生理 商売のこと。
- (15) 廈門 福建省の東南に位置し、泉州府に属する。金門島の対岸。
- (16) 聖祖仁皇帝 清朝第四代皇帝の康熙帝。一六五四〜一七二二年。在位一六六一〜一七二二年。順治帝の第三子。名前は玄燁。康熙帝は台湾に抛る明の遺臣鄭氏一族を孤立させるため、康熙元年より海上での交易、捕魚を禁じた。海禁は康熙二十三年（二六八四）に解かれ、康熙帝による浜海各王への遭難した中国商人の保護・送還を命じる旨が出された。「聖祖仁皇帝の諭旨」はそれをさすか。また康熙二十三年に朝鮮が中国難民を護送してきた際、賞銀を与えるとともに「嗣後、外国より飄失せる人口を解り到れる者有れば、均しく此に照らして例賞し、其の彼の処にて飄失せる人口を修養するの人は、該国王に行令して奨賞せしめよ」との旨を出している（『光緒 清会典事例』巻五二三）。
- (17) 暎船二隻 イギリス船のリリー号、コンテスト号。
- (18) 海澄県 漳州府に属する。明の隆慶六年（一五七二）より、一定の管理下に餉税等を課して商船の大海が許されていた港がある（張燮『東西洋考』巻七、餉税考）。

- (19) 金山 アメリカのカリフォルニア。一八四八年に始まったゴールドラッシュではアメリカ国内だけでなくヨーロッパや南米、中国からも多くの移民や労働者が押し寄せた。
- (20) 駐節 地に留まる。駐在。ここでは廈門駐在のイギリス領事（サリバン）。「二九三一一〇」「蘇」（蘇威廉）参照。
- (21) 拿獲 罪人などを捕らえること。
- (22) 查拿 調べて捕まえる。
- (23) 附従 つきしたがうこと。
- (24) 擒獲 捕まえる。
- (25) 鳥鎗 鳥銃とも。火縄で点火する類の銃の総称。
- (26) 竄躲 隠れ、身を隠す。
- (27) 拿捕 捕らえる。つかまえる。
- (28) 羅元祐 中国苦力たちを捕らえるために派遣された英船の通訳。福建海澄県人。
- (29) 奸邪 よこしま。
- (30) 匪徒 悪いともがら。わるもの。
- (31) 暎船 アメリカ船サラトガ号。『漢文外国一件書類』では「暎船」を消して「亜美利駕国船」と訂正されており、欄外に「御国許並びに御仮屋方へは朱入れの通り」とあつて、薩摩へは「英船」ではなく「アメリカ船」として報告したことが記されている。
- (32) 伯徳令 咆噫令とも。バーナード・ジャン・ベッテルハイム (Bernard Jean Bettelheim)。一八一〜一七〇年。イギリスの宣教師で医師。一八四六〜五四年、英海軍軍人琉球伝道会の宣教師として妻子とともに来琉、王府の滞在拒否に抗して上陸、以後八年余にわたって波之上の護国寺に滞在した。
- (33) 苟且 かりそめ。なおざり、まにあわせ。
- (34) 查辦 調査して処理する。

2-192-26

- (35) 廖来言 中国難民の護照(一九四二)では「廖来信」。
- (36) 劉欽 (一九四二)では「劉欽」。
- (37) 吳壯 (一九四二)に「吳壯」はないが「吳北」はある。
- (38) 林王 (一九二五)(一九四〇七)(一九四二)(一九六一八)では「林王」、(一九五一四)(一九五一五)(一九六二七)(一九六二八)では「林玉」。
- (39) 考查 考えて調べる。調査・検討すること。

琉球国中山王世子尚泰より、咸豊二年の進貢使節の派遣に当たり、関係当局へ便宜供与要請のため、都通事鄭思恭等に付した符文(咸豊二《一八五二》、八、三)

琉球国中山王世子尚(泰)、進貢する事の為にす。照らし得たるに、敝国は^{かたじけな}も天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に咸豊二年の貢期に当たれば、特に耳目官の毛種美・正議大夫の蔡士俊・都通事の鄭思恭等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に一百九十九員名を率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を將て、均分して両船に装載せしめ、一船の礼字第三百一号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を装運し、一船の礼字第三百二号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を載運し、前

みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き叩きて聖禧を祝らしめんとす。

又、特に王舅の馬克承・正議大夫の梁必達・都通事の阮宣詔等を遣わし、咨文を齎捧し、眼伴共に三十三員名を率領し、二号貢船に搭駕し、前みて福建に詣りて布政使司に陳請せしめ、^督兩院に転詳して聖諭を奏請せしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。合行しく符文を給発すべし。今、王府の礼字第三百号半印勘合の符文一道を給して都通事の鄭思恭等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母からしめよ。

須らく符文に至るべき者なり。

計開す。

請諭

正使王舅一員	馬克承	人伴一十三名
副使正議大夫一員	梁必達	人伴一十二名
都通事一員	阮宣詔	人伴五名

進貢

正使耳目官一員	毛種美	人伴一十二名
副使正議大夫一員	蔡士俊	人伴一十二名
朝京都通事一員	鄭思恭	人伴七名